

令和4年度名古屋市教育委員会第9号議案

名古屋市指定文化財の指定等について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）第2条第1項の規定により、次記1の文化財を名古屋市指定史跡に指定する。また、同項の規定により名古屋市指定文化財に指定された次記2の表左欄に掲げる文化財を、同表右欄に掲げる名古屋市指定文化財として指定変更する。

1 名古屋市指定史跡に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
史跡	桜神明社古墳	1基	名古屋市南区呼続四丁目2718番、2719番	神明社

2 名古屋市指定有形文化財の名称を変更するもの

左 欄		右 欄	
種 別	名 称	種 別	名 称
建造物	丹羽家住宅	建造物	旧旅籠屋「伊勢久」

3 指定日又は指定変更日（名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条第5項）

令和4年9月9日

（令和4年9月2日提出 生涯学習部文化財保護室）

令和 4年 8月 5日

名古屋市教育委員会 様

名古屋市文化財調査委員会

委員長 河田 克博

名古屋市指定文化財の指定について(答申)

名古屋市文化財調査委員会に対して名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第 2 条第 4 項の規定により諮問のあった名古屋市指定文化財の指定について調査審議の結果、下記のとおり答申します。

記

名古屋市指定史跡の指定を可とするもの

種 別	名 称	員 数	所 有 者
史跡	桜神明社古墳	1 基	名古屋市南区呼続町字 野屋 26 番地 神明社 代表役員 伊神 克彦

名古屋市指定文化財答申書

1 名称

桜神明社古墳

2 員数

1基

3 種別

記念物 史跡

4 所在地

名古屋市南区呼続四丁目 2718 番、2719 番

5 所有者

名古屋市南区呼続町字野屋 26 番地

神明社 代表役員 伊神 克彦

6 現状

墳形：円墳（2段築成）

墳丘直径：約 42m

墳丘高：4.8～5.8m

築造時期：5世紀前半

桜神明社古墳は笠寺台地の西側に立地する。現在は神明社境内の北側に位置し、墳頂部には神明社の本殿が鎮座する。古墳周辺は樹叢地となっており、古墳東側は名鉄名古屋本線が南北に通る。

今般、名鉄名古屋本線桜駅～本星崎駅間連続立体交差事業の事業化が検討され、令和2・3年度に、古墳の形状や規模の把握を目的とした試掘調査（トレンチ調査）が名古屋市教育委員会によって実施された。

試掘調査の結果、古墳は、直径約 42m、2 段築成の円墳と推定された。墳丘の高まりは良好に残存し、墳頂部と調査で検出された墳丘裾の比高差は 4.8～5.8m を測る。

墳丘の東側では葺石が検出され、直径 5～10 cmのチャートの小円礫が用いられている。円筒埴輪・朝顔形埴輪、蓋形埴輪が出土しているが、据えられていた位置、痕跡は確認されていない。埴輪には、野焼き焼成のもの、回転ヨコハケの外面調整がほどこされた窰窯焼成のものがある。

古墳の周濠は確認されておらず、墳丘北～西にかけてみられる鉤形の窪地は、近世以降に掘削されたもので、周濠とは無関係である。

7 指定理由

- (1) 古墳墳頂部に本殿が建つものの、円丘状の高まりが良好に残存する。
- (2) 発掘調査によって、古墳の外表施設等に関する基本的な情報が把握され、5世紀前半という築造時期を推定できる。
- (3) 笠寺台地に残存する数少ない保存状況の良い大型の円墳で、鳥栖八剣社古墳、鳥栖神明社古墳とともに、笠寺台地上の首長墓に位置づけられる。
- (4) 出土した蓋形埴輪は、近畿地方の蓋形埴輪との類似性が高く、古墳被葬者と近畿地方との関係がうかがえる。
- (5) 古墳の立地から、笠寺台地の西に面していた海（あゆち潟）を意識して築かれたと推測され、古墳築造と海とのかかわりがうかがえる。
- (6) 4世紀後半の兜山古墳（東海市指定史跡）に始まり、6世紀前半の断夫山古墳（国指定史跡）、白鳥古墳に至る、あゆち潟沿いに営まれた首長墓の展開をたどるうえで、重要な位置づけを示す古墳である。

8 指定地の範囲

神明社の社域のうち、墳丘が地下に残存すると思われる拝殿より北側部分、東西及び北端は隣地境界まで、2,550.81 m²を指定範囲とする。

参考図版

古墳現況測量図

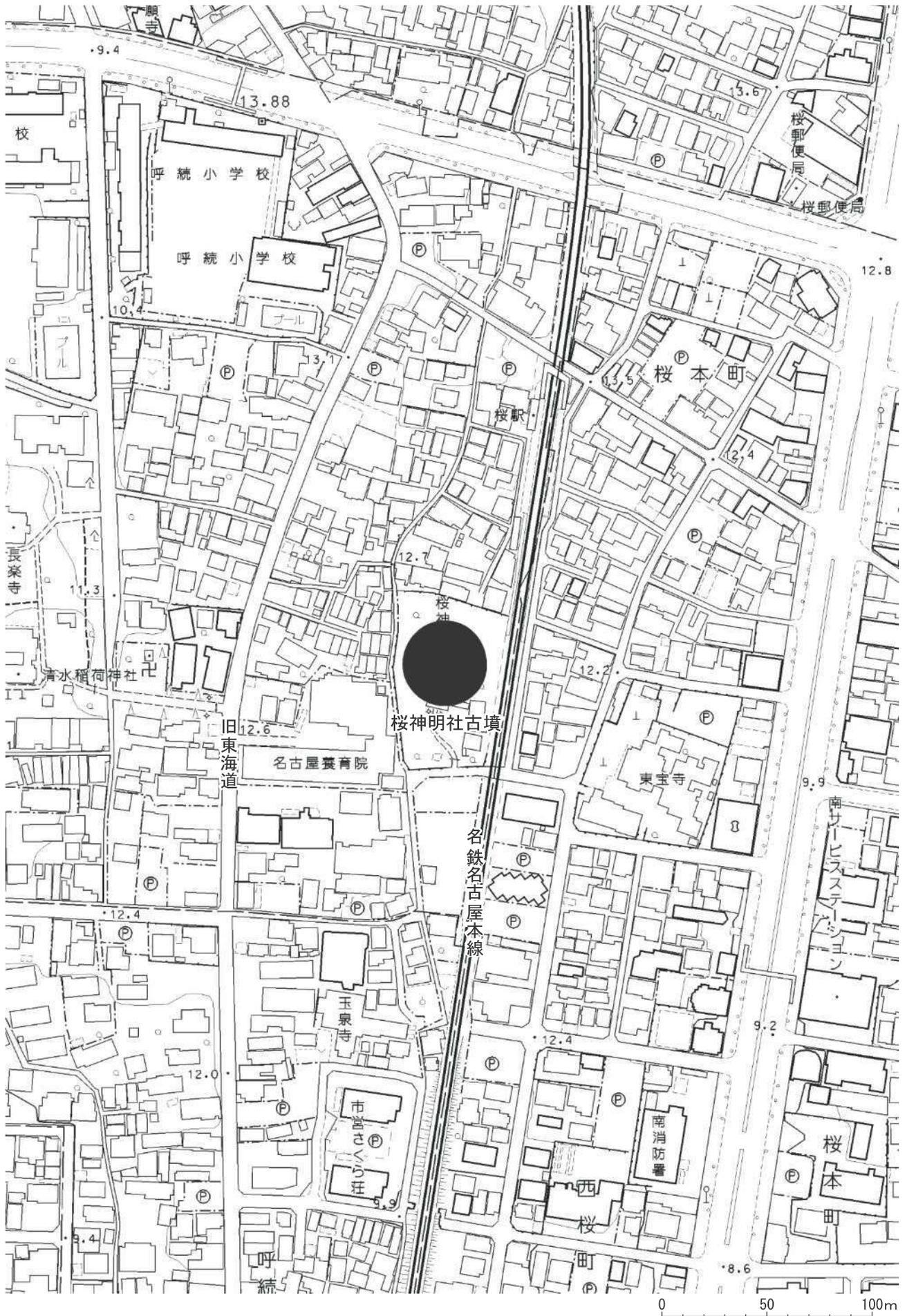
指定地現況測量図

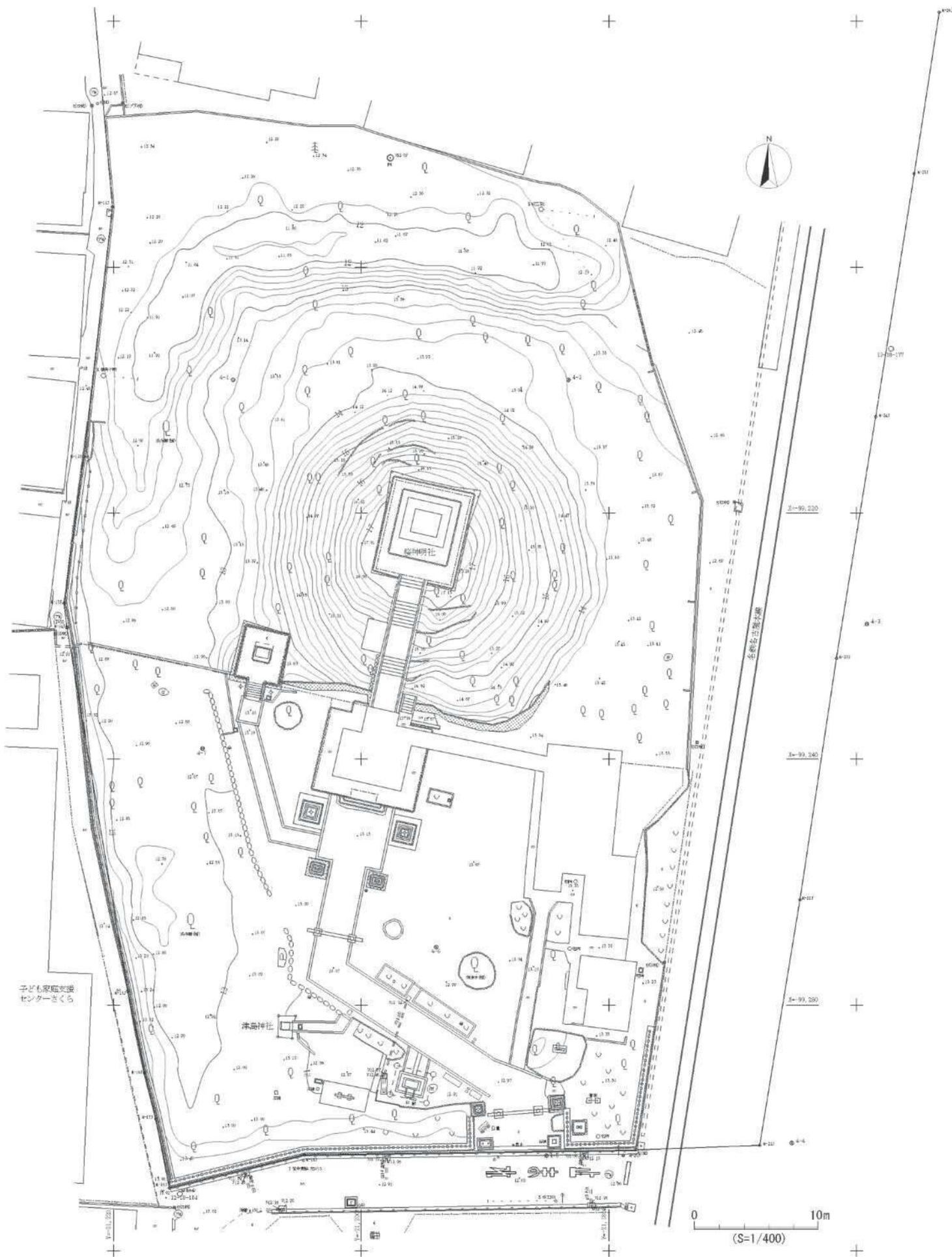
古墳推定範囲と史跡範囲図

指定地求積図および求積表

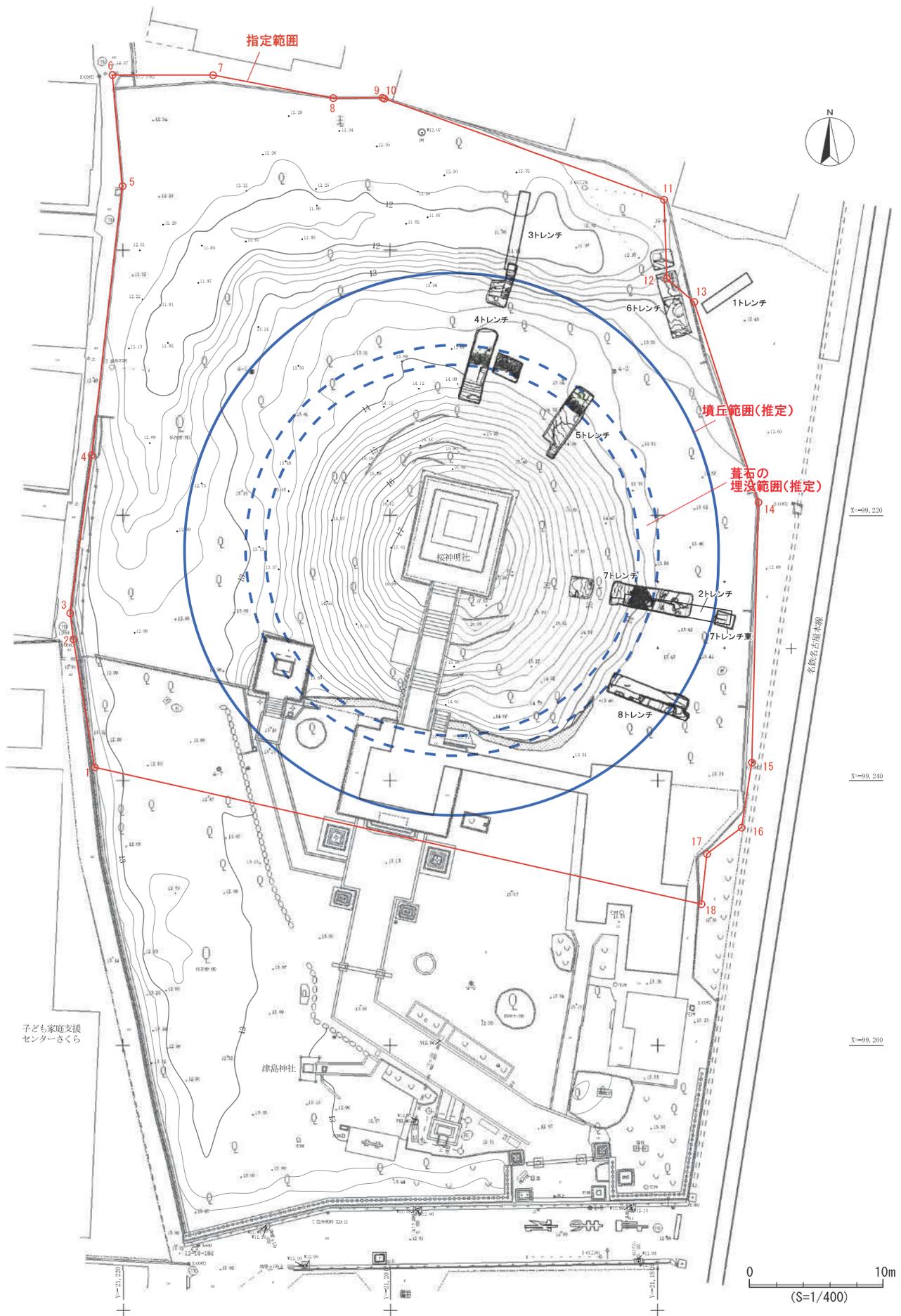
写真資料

- 1 桜神明社古墳 現況（北東から）
- 2 神明社 拝殿と鳥居（南から）
- 3 4トレンチ（北東から）
- 4 4トレンチ（西から）
- 5 5トレンチ（北東から）
- 6 7トレンチ（東から）
- 7 5トレンチ 葺石・埴輪検出状況（北東から）
- 8 蓋形埴輪



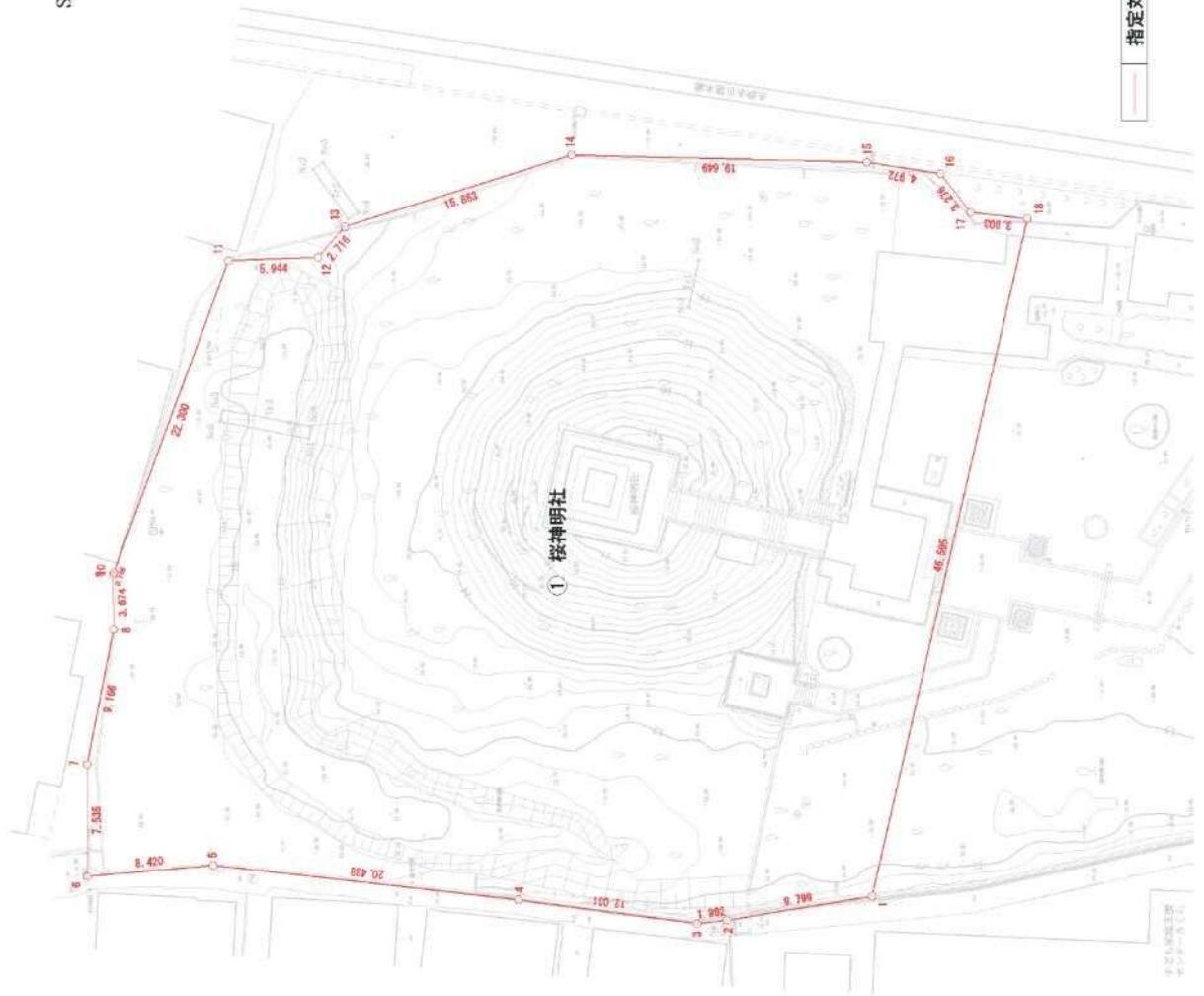


古墳推定範囲と史跡範囲図





S=1:500



求積表

地番	① 桜神明社			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
1	-99238.961670	-21222.161620	-47.039960	4668196.787398
2	-99229.295000	-21223.765000	-1.841380	182718.839227
3	-99227.317000	-21224.003000	1.371000	-136040.651607
4	-99215.394000	-21222.394000	3.918000	-388725.913692
5	-99195.087000	-21220.085000	1.555420	-154290.022222
6	-99186.700830	-21220.838580	6.781710	-672655.440886
7	-99186.704790	-21213.303290	16.534580	-1640010.505287
8	-99188.445000	-21204.304000	12.673290	-1257043.928134
9	-99188.416000	-21200.630000	3.830070	-379898.576469
10	-99188.472220	-21200.473930	21.105330	-2093405.438399
11	-99196.116530	-21179.524670	21.153930	-2098387.705347
12	-99202.057000	-21179.320000	2.255550	-223755.199666
13	-99203.837580	-21177.269120	6.861000	-680637.529636
14	-99218.953740	-21172.459000	4.327130	-429333.311297
15	-99238.596310	-21172.941990	-1.255620	124605.966299
16	-99243.507860	-21173.714620	-3.369890	334439.704702
17	-99245.504570	-21176.311880	-3.010420	298770.651868
18	-99249.284710	-21176.725040	-45.849740	4550553.899139
合計				5101.625991
合計面積				2550.8129955
地積				2550.81
				m

地番	面積
① 桜神明社	2550.8129955
	m

測量年月日	令和4年 6月30日
座標系	Ⅷ系





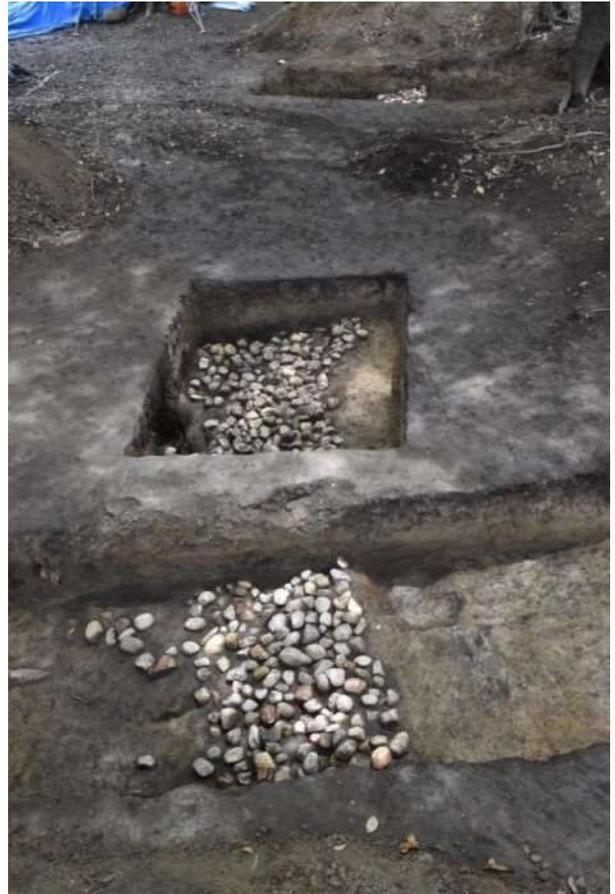
1 桜神明社古墳 現況（北東から）



2 神明社 拝殿と鳥居（南から）



3 4 トレンチ (北東から)



4 4 トレンチ (西から)



5 5 トレンチ (北東から)



6 7 トレンチ (東から)



7 5 トレンチ 葺石・埴輪検出状況（北東から）



8 蓋形埴輪

丹羽家住宅の名称変更について

1 趣旨

市指定有形文化財である「丹羽家住宅」の名称は、指定当時に居宅として使っていた「丹羽家」が由来である。しかしながら現在は所有者も変わり、当該建造物の持つ歴史的背景を文化財の名称から市民に広く知ってもらえる手立てがないかといった声もあることから名称変更するもの。

2 丹羽家住宅の創建及び沿革

屋号を伊勢久（伊勢屋久左衛門）と称するが、古くは西国屋と号していたらしい。創建は不明だが、幕末期には脇本陣格の旅籠屋として営業しており、西国各藩の名のある提灯箱などが残っている。破風付の玄関は、その格式を示すものと考えられる。

3 名称変更案

（1）変更後の名称

旧旅籠屋「伊勢久」

（2）変更理由

東海道の主要な宿駅であり渡船場であった宮の町屋において、「旅籠屋」として使われていた当該建造物の歴史的背景を、文化財の名称から市民に広く認知できるよう名称を変更するもの。

なお、当該建造物は「伊勢久」として現在でも親しまれている。